

2016年5月

お得意様 各位

東レACE株式会社

「防火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1359号）」改正の件

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社外壁材「完壁」に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて表題の件、告示の改正に伴い弊社が取り扱う窯業系サイディングにつきましても、不燃下地以外の下地にお使いいただく場合に、告示での対応が可能となりましたのでご案内申し上げます。

今後とも、弊社製品をご愛顧たまわりますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 告示適合製品（16mm以上の下記製品）

東レ外装材Z X I Sシリーズ トレリードα（板厚18mm）

東レ外装材Z X I Sシリーズ トレリード（板厚16mm以上）

東レ外装材完壁シリーズ トレステージL X（板厚16mm以上）

東レ外装材完壁シリーズ トレステージ（板厚16mm以上）

東レ外装材完壁シリーズ ピュアステージL X（板厚16mm以上）

東レ外装材完壁シリーズ ピュアステージ（板厚16mm以上）

東レ外装材完壁シリーズ KANPEKI DX（板厚16mm以上）

東レ外装材完壁シリーズ KANPEKI（板厚16mm以上）

※ 告示適合品、告示適合外に関係なく、従来の防火認定番号「PC030BE-9201」は引き続き対応が可能ですので、状況に応じた対応をお願い申し上げます。

尚、鉄骨系下地につきましては、上記1の製品につきましても、従来通り、防火認定番号「PC030BE-9202」での対応となります。また、準耐火45分準耐火、1時間準耐火につきましても、従来の認定番号をご使用願います。

以上